

資料編

1. 岐南町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会設置条例

平成 28 年 3 月 28 日

条例第 9 号

(設置)

第 1 条 まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 10 条第 1 項の規定により定められた「岐南町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）を着実に推進するに当たり、広く関係者から意見を聴取するため、岐南町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会において、委員は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 総合戦略の策定及び効果検証に関すること。
- (2) 総合戦略の見直し、変更に関すること。
- (3) その他総合戦略に関し必要と認めること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 12 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 住民
- (2) 産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体及び報道機関に属する機関又は団体の関係者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、町長が必要な期間を定めて委嘱する。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、委員のうちから互選によって定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総合政策課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、委員委嘱後、初めて開催する会議は、町長が招集する。
(岐南町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 岐南町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和37年岐南町条例第17号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成30年条例第1号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年条例第4号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2. 岐南町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会委員名簿

区 分	氏 名	職 名	役 職	備 考
教育機関	益川 浩一	岐阜大学地域協学センター	センター長	第2号委員
産業界	黒田 隆	岐南町商工会	会長	
金融機関	丹羽 貴彦	岐阜信用金庫 岐南支店	支店長	
労働団体	子安 宗俊	エスラインギフ労働組合	執行委員長	
報道機関	樋口 史子	ぎふ羽島ホームニュース	記者	
住民	櫻井 明	岐南町議会	議長	第1号委員
住民	松原 俊喬	岐南町自治会連合会	会長	
住民	岩砂 典子	岐南町子育てサロン	代表	
住民	松原 恵美	障害者相談支援事業所	代表	
行政機関	傍島 敬隆	岐南町	副町長	第2号委員
行政機関 教育機関	野原 弘康	羽島郡二町教育委員会	教育長	

(敬称略・順不同)

3. 策定経過

実施時期	内 容
令和6（2024）年7月4日～ 7月23日	「岐南町地方創生総合戦略（第3期）の策定のためのアンケート調査」の実施
令和6（2024）年8月8日	第1回 岐南町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会 ○岐南町人口ビジョンの見直しについて ○第2期総合戦略の効果検証と見直しについて ○第3期総合戦略の方向性について
令和6（2024）年10月28日	第2回 岐南町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会 ○岐南町人口ビジョン（第3期）について ○アンケート調査結果の概要について ○岐南町地方創生総合戦略（第3期）の基本目標について
令和6（2024）年12月23日	第3回 岐南町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会 ○岐南町地方創生総合戦略（第3期）における数値目標及びK P Iについて ○岐南町地方創生総合戦略（第3期）とSDGsの関係について
令和7（2025）年1月7日～ 1月31日	パブリックコメントの実施
令和7（2025）年2月14日	第4回 岐南町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会 ○パブリックコメントの結果について ○岐南町地方創生総合戦略（第3期）（案）の修正について

岐南町地方創生総合戦略（第3期）

発 行 日 令和7（2025）年3月

編集・発行 岐南町 総合政策部 総合政策課

〒501-6197 岐阜県羽島郡岐南町八剣7丁目107番地
